

平成27年台風被害等対策農業資金保証料助成事業実施要項

第1 趣旨

知事は、平成27年台風被害及び平成28年大雪被害（以下「平成27年台風被害等」という。）により被害を受けた農業者が、収入減の補てん、経営再建、農業生産施設等の復旧等に必要な資金の借入れに伴い熊本県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証を受ける場合に、農業者の負担軽減を図るため農業者が負担する保証料の一部を助成する市町村に対して、予算の範囲内において、保証料助成に係る補助金を交付し、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第2 事業の内容

市町村が、次の1から5に掲げる条件により、保証料の助成を行う場合において、知事は、当該市町村に対してその助成に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

1 保証料助成対象資金

平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項（以下、措置要項という。）第2に定める平成27年台風被害等対策緊急資金（以下「台風被害等対策緊急資金」という。）又は平成27年台風被害等対策農業近代化資金（以下「台風被害等対策近代化資金」という。）

2 対象となる農業者の要件は、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) 平成27年台風被害等による減収量が平年収量の30パーセント以上であり、かつ、減収による損失額が平年農業収入の10パーセント以上であること、又は10パーセント以上となることが確実に見込まれる旨の市町村長の証明を受けていること。
- (2) 台風被害等対策近代化資金の借入を希望する場合は、平成27年台風被害等により農業生産施設等が農業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び平成27年台風被害等対策として実施する事業である旨の市町村長の証明を受けていること。

3 保証料助成の対象保証料率（以下、保証料助成率という。）等は、別表1（1）及び別表1（2）に定めるものとする。

4 保証料助成の期間

(1) 台風被害等対策緊急資金

保証料助成の期間は、貸付実行日から3年以内とする。

(2) 台風被害等対策近代化資金

保証料助成の期間は、貸付実行日から5年以内とする。

5 保証料助成金の額

保証料助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除

して得た額)に別表1(1)及び別表1(2)に定める助成対象保証料率を乗じて得た額とする。

第3 事業実施の手続き

1 保証料助成の承認

(1) 保証料助成金の交付を希望する者(以下「交付希望者」という。)は、融資機関に対して行う資金の借入れの申込み及び基金協会に対して行う債務保証の委託申込みに際し、次のアからウまでに掲げる書類を、融資機関を通じて基金協会に提出するものとする。

ア 保証料助成承認申請書(別記様式1号)

イ 保証料助成金の交付申請手続き及び保証料助成費の代理受領等に関する委任状(別記様式2号。以下「委任状」という。)

ウ 平成27年台風被害等による減収量が平年収量の30パーセント以上であり、かつ、減収による損失額が平年農業収入の10パーセント以上であること、又は10パーセント以上となることが確実に見込まれる旨の市町村長の証明書(平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項別記第3号様式「農林漁業被害程度等証明書」。以下「証明書」という。)の写し

(2) 基金協会は、(1)に掲げるアからウまでの書類を受理し、適当と認めるときは、保証料助成承認申請一覧表(別記様式3号)に保証料助成承認申請書、委任状、証明書の写し及び債務保証承諾の写しを添付して、債務保証承諾を行った日の属する翌月10日までに、市町村長に提出するものとする。

(3) 市町村長は、(2)の規定により提出された書類を受理し、適当と認めるときは保証料助成補助対象事業承認申請書(別記様式4号)に当該書類の写しを添えて、知事(団体支援課)に提出するものとする。

(4) 知事は、(3)の規定により提出された書類を受理し、適当と認めるときは保証料助成補助対象事業承認通知書(別記様式5号)を市町村長に交付するものとする。

(5) 市町村長は、(4)の通知をうけたときは、交付希望者に保証料助成承認通知書(別記様式6号)を基金協会及び融資機関を通じて交付するものとする。

2 助成金の交付申請及び交付決定

(1) 融資機関は、保証契約に係る貸付実行後、毎年1月1日から12月31日までの期間における交付希望者ごとの保証料助成額計算書(別記様式7号)及び保証料助成額計算書集計表(別記様式8号)を翌年1月31日までに基金協会に提出するものとする。

(2) 助成金の交付申請は、保証料助成金交付代理申請書(別記様式9号)によるものとし、基金協会は、毎年2月20日までに、保証料助成金交付代理申請書に保証料助成額計算書及び保証料助成額計算書集計表を取りまとめたうえ添付し、市町村長に提出するものとする。

(3) 助成金の交付決定の通知は、保証料助成金交付決定通知書(別記様式10号)によるものとし、市町村長は、保証料助成金交付の適否を審査し、保証料助成金

を交付すべきものと認めるときは、保証料助成金の交付を決定し、交付を決定した交付希望者（以下「交付対象者」という。）に保証料助成金交付決定通知書を基金協会及び融資機関を通じて交付するものとする。

3 助成金の交付請求及び交付

助成金の交付請求は、保証料助成金交付代理請求書（別記様式11号）によるものとし、基金協会は、助成金の交付の請求をしようとするときは、保証料助成金交付代理請求書を市町村長に提出しなければならない。市町村長は、提出された保証料助成金交付代理請求書を受理し、適当と認めるときは、交付対象者に保証料助成金を基金協会及び融資機関を通じて交付するものとする。

4 助成金補助金の申請と交付決定

(1) 補助金の交付を受けようとする市町村長は、毎年、3月10日までに、規則第3条第1項に基づく保証料助成金補助金交付申請書（別記様式12号）に次のア、イに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ア 保証料助成額計算書及び保証料助成額計算書集計表

イ 収支決算書

(2) 知事は、(1)に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、市町村長に対し規則第6条に基づく保証料助成金補助金交付決定通知書（別記様式13号）を交付するものとする。

5 助成金補助金の交付請求及び交付

補助金の請求をしようとする市町村は、規則第16条第1項に基づく保証料助成金補助金交付請求書（別記様式14号）を知事に提出しなければならない。知事は、提出された保証料助成金補助金交付請求書を受理し、適当と認めるときは、市町村長に交付するものとする。

6 助成金補助金の額の確定

第3の4の(2)の保証料助成金補助金交付決定通知をもって、規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知があったものとみなす。

第4 証拠書類の保管

規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

第5 調査及び報告等

知事は、保証料助成金の交付に関し、必要があると認められた場合は、助成金の交付を受けた者、融資機関及び基金協会の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

第6 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は平成27年11月2日に施行し、平成27年8月25日から適用する。

附 則

この要項は平成28年2月4日に施行する。